

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式
整備事業

募集要項

令和5年7月

桑名市上下水道部

【募集要項】

目次

第1章 募集要項の位置づけ.....	1
第2章 本事業の概要.....	2
2.1 事業の目的.....	2
2.2 事業名称.....	2
2.3 事業箇所.....	2
2.4 事業主体.....	2
2.5 事業方式.....	2
2.6 選定方式.....	2
2.7 対象施設.....	3
2.8 業務範囲.....	3
2.9 事業期間.....	4
2.10 見積上限価格.....	5
2.11 遵守すべき法制度等.....	5
2.12 桑名市による事業の実施状況のモニタリング.....	8
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
3.1 プロポーザル応募の手続等.....	9
3.2 応募者の備えるべき応募資格.....	15
3.3 プロポーザル応募時の提出書類.....	21
3.4 事業者の選定方法.....	22
第4章 桑名市と事業者の責任分担.....	25
4.1 基本的考え方.....	25
4.2 予想されるリスクと責任分担.....	25
第5章 契約に関する事項.....	26
5.1 契約手続き.....	26
5.2 契約の枠組み.....	26
5.3 契約保証金.....	26
第6章 対価の支払い.....	27
6.1 費用の構成.....	27
6.2 費用の調達.....	27
6.3 費用の支払方法.....	27
6.4 精算について.....	28
6.5 物価変動による工事費の変更.....	28
6.6 本事業で予定している財源内訳.....	29
6.7 部分払いについて.....	29

第1章 募集要項の位置づけ

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業募集要項(以下、「募集要項」という。)は、桑名市が「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」(以下、「本事業」という。)をDB (Design Build) 方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者(以下、「応募者」という。)を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 事業契約書(案)

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

「桑名市上水道事業基本計画」で抽出した基幹管路のうち導水管・送水管及び桑名市上下水道部で予定している他事業に関わる路線を対象とし、耐震管として整備することを目的とする。

2.2 事業名称

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業

2.3 事業箇所

- ・桑名市大字西方地内ほか
- ・桑名市大字西別所地内ほか
- ・桑名市星見ヶ丘二丁目地内ほか
- ・桑名市大字上野地内ほか
- ・桑名市多度町御衣野地内
- ・桑名市大字島田地内ほか

上記、6工区を対象とする。(巻末 位置図 参照)

2.4 事業主体

桑名市

2.5 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

なお、対象施設の建設に関しては、厚生労働省の交付金を受けることを予定しており、本事業の受注者(以下、「事業者」という。)は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び建設に必要な資金については桑名市が調達する。

2.6 選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1に示すとおりとする。計画布設ルート図を巻末に示す。

表 2-1 対象施設の概要

工区	場所	配管延長	備考
1	西方配水場送水管	DIP(GX) φ 400 L=1415.3 m DIP(GX) φ 200 L=3.0 m	
2	町屋水源地送水管	DIP(GX) φ 400 L=1340.0 m	接続箇所国 道あり
3	大山田配水場送水管	DIP(GX) φ 400 L=676.0 m DIP(GX) φ 300 L=5.0 m DIP(GX) φ 200 L=20.0 m	県道
4	町屋水源地導水管(管更生)	管更生 250A L=365.6 m DIP(GX) φ 250 L=77.6 m	将来送水管 転用あり
5	多度南部配水場送配水管	DIP(GX) φ 250 L=896.2 m DIP(GX) φ 200 L=896.2 m	多度 9 号水 源地新設整 備事業との調 整要
6	南部水源地送水管	DIP(GX) φ 300 L=2745.4 m	
合計		DIP L=8074.7 m 管更生 L=365.6 m	

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・施工業務において確定する。

※工区5の工事については令和8年度末まで、工区 1 及び工区 2 の工事については令和9年度末までに完了をすること。その他の工区については、優先順位等の定めはない。

※DIP:ダクタイル鋳鉄管 GX:GX 形継手

2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は表 2-2のとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
設計	調査業務	設計施工に必要な部分の測量調査、地下埋没物調査、試掘調査。
	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書(図面、仕様書、数量計算書、設計書等)の作成を行う。また、桑名市に必要な変更及び精算設計図書(図面、仕様書、数量計算書、設計書等)の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の業務及び補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、各種申請等に係る協議同席等桑名市の補助を行う。
施工	工事施工	表 2-1 に示す対象施設の工事、現場の管理及び必要な各種試験(現場密度試験、水圧試験等)を行う。また桑名市が行う通水及び洗管作業補助を行う。試掘工を含む。また、対象施設の工事に伴う原形復旧工事(舗装復旧、区画線復旧等)を行う。
	工事に伴う準備工及び各種許認可等の申請業務	桑名市が行う地元説明等補助、各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	交付金申請作成補助業務	桑名市が行う交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等に必要な工程管理、工事年度毎の出来高資料等の作成を行う。
	変更及び出来高精算業務	工事の変更及び出来高精算に係る数量及び見積書などの資料等や工事完成書類(日報作成及び写真管理含む)の作成を行う。

2.9 事業期間

令和 11 年 2 月 28 日まで

2.10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 2,425,196,400 円(消費税及び地方消費税を含む)

2.11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 災害対策基本法
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法

- ・ 労働基準法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 建設業法
 - ・ 製造物責任法
 - ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ・ 危険物の規制に関する規則
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 個人情報保護に関する法律
 - ・ 桑名市契約規則(平成 16 年 12 月 6 日規則第 55 号)
 - ・ 桑名市入札参加資格者名簿における市内業者及び準市内業者認定要綱(平成 23 年 4 月 14 日告示第 96 号)
 - ・ 桑名市工事執行規則(平成 16 年 12 月 6 日規則第 57 号)
 - ・ 桑名市工事検査要綱(平成 16 年 12 月 6 日告示第 28 号)
 - ・ 桑名市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日条例第 19 号)
 - ・ 桑名市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日条例第 20 号)
 - ・ 桑名市道路占用等に関する規則(平成 16 年 12 月 6 日規則第 139 号)
 - ・ 桑名市公共基準点等管理保全要綱(平成 19 年 10 月 11 日告示第 126 号)
 - ・ 桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱(平成 24 年 8 月 29 日告示第 143 号)
 - ・ 桑名市防災拠点施設条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 159 号)
 - ・ 桑名市危険物規制規則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 13 号)
 - ・ 桑名市水道事業給水条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 197 号)
 - ・ 桑名市指定給水装置工事事業者規程(平成 16 年 12 月 6 日公営企業管理規則第 32 号)
 - ・ 桑名市水道管路更新事業者選定委員会条例(令和 4 年 9 月 29 日条例第 35 号)
 - ・ 桑名市下水道条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 156 号)
 - ・ 桑名市環境基本条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 110 号)
 - ・ 桑名市情報公開条例(平成 29 年 3 月 27 日条例第 1 号)
 - ・ 桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 23 号)
 - ・ 桑名市暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 24 日条例第 13 号)
 - ・ その他関係する法令、条例、規則等
- 2) 基準、仕様等(全て最新版とする)
- ・ 水道施設設計指針(日本水道協会)

- ・ 水道維持管理指針(日本水道協会)
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)
- ・ 水理公式集(土木学会)
- ・ コンクリート標準示方書(土木学会)
- ・ 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- ・ 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- ・ 道路土工-仮設構造物工指針-(日本道路協会)
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書(日本水道協会)
- ・ 水道工事標準仕様書 土木工事編(日本水道協会)
- ・ 水道工事標準仕様書 設備工事編(日本水道協会)
- ・ 水道用バルブハンドブック(日本水道協会)
- ・ 三重県公共工事共通仕様書(三重県)
- ・ 三重県業務委託共通仕様書(三重県)
- ・ 三重県建設副産物処理基準(三重県)
- ・ 三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(三重県)
- ・ 日本産業規格(JIS)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- ・ 土木製図基準(土木学会)
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)
- ・ 配水管布設工事等設計業務委託共通仕様書(桑名市上下水道部)
- ・ 桑名市配水管布設工事設計指針(桑名市上下水道部)
- ・ 桑名市水道工事標準仕様書 土木工事編(桑名市上下水道部)
- ・ 桑名市給水工事技術指針(桑名市上下水道部)
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

3) 積算基準

- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表(厚生労働省)
- ・ 土木工事標準積算基準書(国土交通省)
- ・ 積算基準(共通編)(河川編)(道路編)(下水道編)(港湾関係編)(電気通信編)(機械編)(三重県県土整備部)
- ・ 積算基準(調査・測量編)(計画・設計編)(三重県県土整備部)
- ・ 公共工事等設計単価表(三重県)
- ・ 公共工事等設計単価表(水道資材編)(三重県)
- ・ 下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)

- ・ 推進工法用設計積算要領(日本推進技術協会)
- ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表(日本工業用水協会)
- ・ その他関係する積算基準等

2.12 桑名市による事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

桑名市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、桑名市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、桑名市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

3) モニタリングの方法

モニタリング方法については、桑名市が定めた方法に従ってモニタリングを行い、桑名市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

4) モニタリングの結果

桑名市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が事業契約書、要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、桑名市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

5) モニタリングの実施者

桑名市はモニタリングの実施を第三者(以下、モニタリング企業という。)に委託することができる。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 プロポーザル応募の手続等

1) 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日程(予定)
実施方針の公表	令和5年3月27日(月)
実施方針に関する質問受付	令和5年3月27日(月) ～4月10日(月)
実施方針等に関する質問の回答公表	令和5年6月2日(金)
募集要項等の公表	令和5年7月31日(月)
募集要項等に関する質問受付	令和5年7月31日(月) ～8月30日(水)
募集要項等に関する質問の回答公表	令和5年9月29日(金)
応募表明書及び応募資格審査書類受付	令和5年11月1日(水) ～11月30日(木)
応募資格審査結果の通知	令和5年11月15日(水) ～12月7日(木)
提案書受付	令和5年12月8日(金) ～12月22日(金)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年1月上旬～下旬
選定審査	令和6年1月上旬～2月下旬
審査結果の通知	令和6年2月下旬
契約条件等協議	令和6年2月下旬～3月下旬
設計業務及び工事請負契約の締結	令和6年3月下旬

2) 応募者の構成

- ア) 応募者は、複数の企業等により構成される特別目的会社(SPC)又は特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)とする。特別目的会社(SPC)又は特定JVを構成する企業を「構成員」とする。
- イ) すべての構成員が本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。また、各構成員は、特定JVの組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- ウ) 特別目的会社(SPC)又は特定JVは設計企業1者、建設企業2者を基本とし、建設企

業に関しては、建設業法の規定による特定建設業の許可を受けている市内業者を少なくとも1者含めなければならない。

なお、各企業に必要な資格要件は、「第4章 応募者の備えるべき応募資格」による。

エ) 同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることができる。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることができない。

オ) 応募者の代表企業は、建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。

なお、本募集要項において示す所在地の定義は、次のとおりとする。

① 市内業者

桑名市内にある本社又は本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

② 準市内業者

本社又は本店が桑名市外にあるが、桑名市内にある支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

③ 県内業者

桑名市を除く三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

④ 県外業者

三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

3) 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1に示すとおりとする。

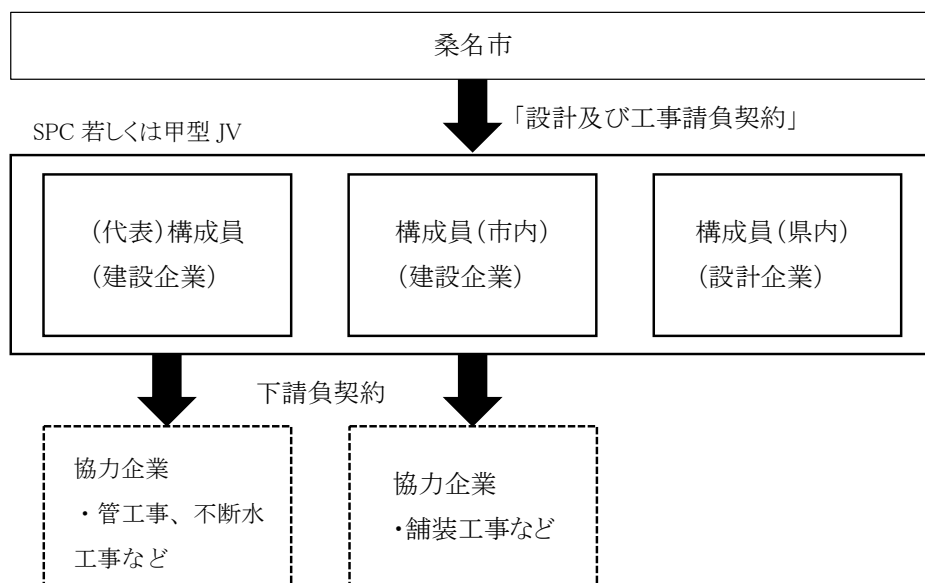


図 3-1 想定事業スキーム

4) プロポーザル応募に関する手続き

ア) 募集要項等に関する質問の受付・回答

① 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和5年8月30日(水)午後4時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和5年9月5日(火)午後2時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1～5「募集要項に関する質問書」等に記入のうえ、添付ファイル(Excel形式)として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.1.6)に記載の担当窓口

② 質問の回答

質問に対する回答については、原則公表とする。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと桑名市が認めたものを除き、以下の要領にて公表する(電話や窓口等での直接回答は行わない)。

公表日(予定)	令和5年9月29日(金)
ホームページアドレス	https://www.city.kuwana.lg.jp/

イ) 資料の閲覧及び貸出し

基本設計資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧期間	募集要項の公表の翌日から令和5年11月22日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
------	--

申込書の様式	申込様式1、2「募集要項関連資料閲覧申込書」等に記入のうえ、添付ファイル(Excel形式)として電子メールにて送信すること。また、申込様式3「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載の上、閲覧日当日までに郵送又は持参にて提出すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業の資料閲覧申込】とすること。
閲覧場所及び閲覧等の申込先	3. 1. 6)に記載の担当窓口

ウ) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	3. 1. 6)に記載の担当窓口
提出方法	持参もしくは郵送により提出すること。(郵送の場合、令和5年11月30日(消印有効)までに郵送すること。)
提出書類	3. 3. 1) 応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

エ) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年12月8日(金)～令和5年12月22日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	3. 1. 6)に記載の担当窓口
提出方法	持参もしくは郵送により提出すること。(郵送の場合、令和5年12月22日(消印有効)までに郵送すること。)
提出書類	3. 3. 2) 提案書類

オ) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年12月8日(金)～令和5年12月14日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	3.1.6)に記載の担当窓口
提出方法	持参もしくは郵送により提出すること。(郵送の場合、令和5年12月14日(消印有効)までに郵送すること。)
提出書類	3.3.1)応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」

カ) プレゼンテーションの実施

桑名市は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和6年1月上旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和5年12月22日(金)までに別途通知する。

5) プロポーザル応募に関する留意事項

ア) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

エ) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、桑名市が本事業の公表及び桑名市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の審査以外には原則的に使用しない。

ただし、桑名市に提出された応募者の提出書類は、桑名市情報公開条例に基づき、公開することがある。

オ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

カ) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

キ) 提示資料の取扱い

桑名市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用すること

はできないものとする。

ク) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ① 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間締切(郵送の場合は締切日消印)までに桑名市担当窓口不到達しなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

ケ) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「3. 4 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

コ) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

サ) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ① 特定 JV として応募する場合は、応募者の名称を「○○●●□□基幹管路耐震化設計施工一括方式整備特定建設工事共同企業体」とすること。
- ② 名称中、記号は構成員を表し、すべての構成員を簡潔に示すこと。
- ③ 代表企業を最初に示し、他の構成員は順不同とすること。

6) 担当窓口

手続きについての桑名市の担当窓口を以下のとおりとする。

【提出先等】

問い合わせ等の窓口は、以下のとおりとする。

〒511-0198 三重県桑名市多度町多度 1 丁目 1 番地 1 桑名市役所上下水道部 水道課 計画係(担当:木村) TEL: 0594-49-2703 FAX: 0594-48-3464 電子メール: suidoum@city.kuwana.lg.jp
--

3.2 応募者の備えるべき応募資格

1) 応募者の応募資格要件

ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。

イ) それぞれ①から②までに掲げる者。

① 建設企業 発注する工事の業種について、必要な建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条による許可を有する者。

② 設計企業 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示 717 号)第2条の規程による登録を受けている者。

ウ) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者。

エ) 発注する工事等の種別ごとに次のとおり技術者を確保できている者。

① 建設工事案件に配置を予定する現場代理人及び建設業法第 26 条に定める資格を有する監理技術者(以下「技術者等」という。)を適正に確保できている者。

② 測量・建設コンサルタント等業務対象案件に必要な資格を有する技術者を適正に確保できている者。

オ) 電子交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者。

カ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、提案書受付開始の日までに桑名市一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者。

キ) 建設企業にあつては、応募資格審査書類の受付日以前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者。

ク) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者。

- ケ) 募集要項等において示す参加資格要件を満たす者。
- コ) 国税及び地方税を滞納していない者。

2) 配置を予定する技術者等について

配置を予定する技術者等については、次のとおりとする。

- ア) 配置予定の技術者等は、契約締結日の前日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることを必要とする。
- イ) 建設企業にあつては、配置予定の統括責任者は契約締結日の前日、監理技術者及び現場代理人は現場着手日の前日までにおいて、他の工事に従事する技術者等であつてはならない。
- ウ) 現場専任を要しない工事等において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が4,000万円(建築一式工事のみの場合は8,000万円)未満の場合に限り3件まで兼任を認める。ただし、兼任する工事等の契約金額が全て500万円未満である場合は、適用しない。
- エ) 設計企業に配置する技術者等にあつては次のとおりとする。
 - ① 配置する技術者は、業種に応じてそれぞれ次のとおり設定する。
 - ② 「建設コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「照査技術者」を配置すること。管理技術者と照査技術者については、兼務を認めない。
 - ③ 管理技術者については、手持ち業務件数の制限を設ける。兼務できる業務は桑名市発注業務において3件以内とする(随意契約による業務及び予定価格50万円以下の業務を除く)。
- オ) 応募資格審査書類の提出の際、配置予定技術者は複数名届け出ることができる。
- カ) 提案書を提出した後から、契約締結日の前日までの間に他の工事等を受注したことにより配置予定の技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該優先交渉権者を辞退すること。
- キ) 優先交渉権者の参加資格の審査において、(一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)等により配置予定の技術者等の専任制違反や手持ち制限件数の超過等が確認された場合、当該優先交渉権者を失格とし、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- ク) 本事業は、現場代理人の常駐義務を工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合は緩和できる。この適用を受けようとするときは、桑名市と協議のうえ、期間、連絡方法、その他必要な事項を記した書類を提出すること。
- ケ) 監理技術者等の途中交代については、「監理技術者制度運用マニュアル(最終改正令和4年12月23日国不建第457号)」による。

3) 準市内業者・県内業者・県外業者に必要な資格要件

建設企業の内、準市内業者・県内業者・県外業者に当たる者は次のア)からキ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 桑名市入札参加資格者名簿において「土木一式」に登録されていること。
- ウ) 募集要項の公表日現在、建設業法第3条の規定による建設業法の許可を有すること。
- エ) 総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式で1,100点以上を満たす者であること。
- オ) 平成20年度(15年間の実績)から応募資格要件確認基準日までに、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上のダクタイル鋳鉄管(GX、NS、S、SⅡ継手)の布設または布設替工事の元請としての完成実績(完成認定書または証明書)があること。
- カ) 次の要件を満たす監理技術者を本事業現場に専任又は、特例監理技術者及び本事業現場に専任で監理技術者補佐を配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約締結日の前日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ① 1級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
 - * 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工管理技士
 - b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」に限る)、「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る)、「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「農業-農業農村工学」、「森林-森林土木」又は「水産-水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
 - ② 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐にあつては、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- キ) 次の①から②までのいずれかの要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。水道配管技能士と現場代理人との兼務は可とする。
 - ① 日本水道協会の配水管工技能講習会「大口径管講習会」を受講した大口径管登録者
 - ② 日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講し、受講証「耐震管(呼び径500以上)」を取得した者

4) 市内業者に必要な資格要件

建設企業の内、市内業者に当たる者は次のア)からカ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 桑名市内にある本社又は本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、桑名市入札参加資格者名簿において「土木一式」に登録されていること。また、募集要項の公表日現在、建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

- イ) 総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式で730点以上を満たす者であること。
- ウ) 平成20年度(15年間の実績)から応募資格要件確認基準日までに、「土木一式」の元請としての完成実績があること。
- エ) 桑名市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- オ) 次の要件を満たす監理技術者を本事業現場に専任又は、特例監理技術者及び本事業現場に専任で監理技術者補佐を配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約締結日の前日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- ① 1級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
- ＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
- a 1級建設機械施工管理技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」に限る)、「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る)、「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る)又は「総合技術監理部門」(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「農業-農業農村工学」、「森林-森林土木」又は「水産-水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐にあつては、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- カ) 次の①から②までのいずれかの要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。水道配管技能士と現場代理人との兼務は可とする。
- ① 日本水道協会の配水管工技能講習会「大口径管講習会」を受講した大口径管登録者
- ② 日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講し、受講証「耐震管(呼び径500以上)」を取得した者
- 5) 代表企業に必要な配置技術者
- ア) 代表企業は、統括責任者、監理技術者及び現場代理人を配置すること。
- イ) 統括責任者は、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件カ)の要件を満たす者でなければならない。
- ウ) 代表企業は、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件カ)の要件を満たす監理技術者を配置すること。
- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 代表企業は、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件キ)の要件を

満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。ただし構成員の者が配置している場合は除く。

カ) 市内業者が代表企業となる場合、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」と同様の資格要件を求めるものとする。

6) 構成員に必要な配置技術者

ア) 構成員は、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件カ)の要件を満たす主任技術者を配置すること。

イ) 構成員は、3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件キ)の要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。ただし代表企業の者が配置している場合は除く。

7) 設計企業に必要な資格要件・必要な配置技術者

設計企業は次のア)からカ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

ア) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく登録(登録部門は「上水道及び工業用水道部門」に限る)を受けているものであること。

イ) 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。

ウ) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。

なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。

① 管理技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門(上水道及び工業用水道)」、または総合技術監理部門を「上下水道(上水道及び工業用水道)」とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

② 照査技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門(上水道及び工業用水道)」、または総合技術監理部門を「上下水道(上水道及び工業用水道)」とするものに合格し、同法による登録を受けている者、または技術管理者(上水道及び工業用水道)、またはRCCM(上水道及び工業用水道)の有資格者とする。

③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

エ) 上記ウ)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

オ) 平成20年度(15年間の実績)から応募資格要件確認基準日までの間に、配水管設計(開削工法)における大口径(呼び径400mm以上)の布設替詳細設計業務の完了実績を有する者であること。

カ) 募集要項の公表日現在、三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、桑名市入札参加資格者名簿にお

いて「土木関係コンサルタント-上水道及び工業用水道」に登録されている者とする。
キ) 建設企業と兼務する場合は上記ウ)～エ)までの要件を満たす者を配置すること。

8) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

ア) 桑名市水道管路更新事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。

イ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社日水コン
- ・虎ノ門南法律事務所

9) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から契約締結日までの間、「3.2 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該特別目的会社(SPC)又は特定JVを失格とする。

イ) 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに桑名市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

3.3 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、提出書類作成要領及び様式集による。

1) 応募資格審査に関する提出書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・参加表明書	様式 I - 2
	・資格審査申請書	様式 I - 3
	・設計企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 4
	・設計業務実績	様式 I - 4-1
	・配置予定技術者の資格(設計企業)	様式 I - 4-2
	・建設企業(代表企業)の応募資格要件に関する書類	様式 I - 5
	・施工実績(建設企業(代表企業))	様式 I - 5-1
	・配置予定技術者の資格(建設企業(代表企業))	様式 I - 5-2
	・建設企業(市内業者)の応募資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・施工実績(建設企業(市内業者))	様式 I - 6-1
	・配置予定技術者の資格(建設企業(市内業者))	様式 I - 6-2
	・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式 I - 7
	・委任状(特定 JV の各構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状)	様式 I - 8
	・会社概要書及び定款(代表企業、構成員)	—
	・決算報告書(代表企業、構成員、決算報告書は直近 3 ヶ年)	—
・登記簿謄本(代表企業、構成員、直近の履歴事項全部証明書原本)	—	
・募集要項の応募資格要件各種税の納税証明書(代表企業、構成員、直近 1 ヶ年)	—	
・特定 JV 協定書	—	
その他	・プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

2) 提案内容審査に関する提出書類

	提出書類	様式
提案内容審査に関する提出書類	・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1
	・提案書類提出書	様式Ⅲ-2
	・見積書	様式Ⅲ-3
	・工事及び業務の実績一覧	様式Ⅳ-1
	・配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ-2
	・配置予定技術者の資格一覧(建設企業)	様式Ⅳ-3
	・業務実施方針	様式Ⅳ-4
	・業務実施体制	様式Ⅳ-5
	・調査・設計計画	様式Ⅳ-6
	・施工計画	様式Ⅳ-7
	・工事の確実性に関する事項	様式Ⅳ-8
	・非常時対応に関する事項	様式Ⅳ-9
	・環境配慮に関する事項	様式Ⅳ-10
・地域貢献に関する事項	様式Ⅳ-11	

3.4 事業者の選定方法

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

桑名市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

桑名市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

ウ) 応募資格審査結果の通知

桑名市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2) 提案書類の確認

桑名市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

3) 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

桑名市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。

見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ) 基礎審査

桑名市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ) 結果の通知

桑名市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者の代表企業に伝える。

4) 選定委員会

事業者の選定にあたり、桑名市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定におけるプレゼンテーションの実施、提案内容の審査、最優秀提案者等の選定を実施する。

本事業の選定委員会は表3-2選定委員会記載の4名の委員により構成する。なお、審査は非公開とする。

表3-2 選定委員会

(敬称略)

役職	氏名	所属
委員長	朴 恵淑	国立大学法人三重大学地域イノベーション学研究科客員教授
委員	森 久綱	国立大学法人三重大学教授
委員	谷口 智雅	国立大学法人三重大学教授
委員	伊佐治 知明	公益社団法人日本水道協会水道 GLP 認定事務局審査員

優先交渉権者の決定までの間に、応募グループの代表企業または構成企業が上記の委員に対し、優先交渉権者の選定に関して自己が有利になるように働きかけを行った場合、当該応募事業者は失格とする。

5) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に定める。

7) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点と同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、事業者選定基準の公表時に明らかにする。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

8) 優先交渉権者の決定

桑名市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

9) 審査結果の通知及び公表

桑名市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者の代表企業に対して書面にて通知するとともに、桑名市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第4章 桑名市と事業者の責任分担

4.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業の実施を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、桑名市がそのすべて又は一部を負うこととする。

4.2 予想されるリスクと責任分担

桑名市と事業者との責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第5章 契約に関する事項

5.1 契約手続き

1) 契約内容の協議

桑名市と優先交渉権者は、募集要項、要求水準書、事業契約書(案)、事業者の提案書類に基づき、契約内容の協議を行う。協議には提案書類の記載事項の再確認を含む。契約内容は、原則として、提案書類提出時まで未定であったもの以外は変更しないものとする。

2) 契約の締結

桑名市は、契約内容の協議に基づき、優先交渉権者と契約を締結する。

3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

4) 契約の解除

優先交渉権者が3. 2. 9)「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、桑名市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、3. 2. 9)イ「構成員が資格要件を喪失した場合」において、新たに桑名市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたいうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を桑名市が認めた場合は、この限りではない。

5.2 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

桑名市と事業者は、設計及び工事の複数年業務を、一括契約として締結する。契約額は、事業者の提案書類に示される見積額とする。

事業者は工区ごと対象施設の設計を行って、工事図面及び見積書(金入設計書)を作成し、桑名市が設計内容及び工事設計額(見積書提出年度を基準とする)を検査し承諾した後、事業者は工事に着手する。

最終年度前年(令和9年度)8月末までに全工区の精算金額を確定するものとする。

2) 締結時期及び契約期間

項目	予定
設計及び工事請負契約の締結	令和6年3月
契約工期	契約締結日から令和11年2月28日

5.3 契約保証金

本契約は、契約保証金を要し、その金額は契約金額の10分の1以上とする。

第6章 対価の支払い

6.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

区分	費用	該当する業務	備考
設計	設計費	調査業務	
		詳細設計業務	
		設計に伴う各種申請等の業務及び補助業務	
施工	施工費	工事施行	試掘工含む
		工事に伴う準備工及び各種許認可等の申請業務	
		交付金申請作成補助業務	
		変更及び出来高精算業務	

6.2 費用の調達

設計費及び施工費に要する費用は、桑名市が調達するものとする。ただし、各工区に行う検査に要する費用については事業者の負担とする。

6.3 費用の支払方法

設計及び施工に要する費用は、各年度1回支払う予定としている。

- 前金払 : 認める。
- 中間前金払 : 認める。(前金払を実施した場合に限る)
- 部分払 : 工区ごと設計を含めて工事完成時に行う。
- 最終払 : 全ての設計・工事完成時に行う。

前金払及び中間前金払については、桑名市公共工事前金払取扱要綱に基づいて支払いを行うものとする。

各年度の支払限度額は、以下のとおり予定している。

- 令和6年度: 契約金額の 39.6%
- 令和7年度: 契約金額の 15.1%
- 令和8年度: 契約金額の 15.1%
- 令和9年度: 契約金額の 15.1%
- 令和10年度: 契約金額の 15.1%

上記割合は現時点の予定であり、事業者の提案に基づき協議し、契約時に定める。支払い限度額については、当初契約時の契約金額とする。

6.4 精算について

優先交渉権者と桑名市は、詳細設計の完成後、提案書類に示す提案価格と見積上限価格との率(請負率)を踏まえた詳細設計工事額に基づき見積書(金入設計書)を徴取した上で、精算額を決定する。

(算定方法)

工事請負価格＝設計業務の詳細設計に基づく桑名市の積算基準による積算価格×請負率
請負率＝提案価格／見積上限価格

6.5 物価変動による工事費の変更

- 1) 桑名市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12ヵ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 桑名市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費(事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。)と変動後工事費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。)との差額が変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき桑名市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、桑名市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- 4) 上記3)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、桑名市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、桑名市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 上記6)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、桑名市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、桑名市は工事費を変更し事業者に通知する。
- 8) 上記6)又は前項の協議の開始日については、桑名市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、桑名市が上記1)、5)又は6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、桑名市に通知することができる。
- 9) 様式等この定めのないものは、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項(インフレ条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年2月三重県県土整備部(三重県

公共事業総合推進本部))」に準拠する。

6.6 本事業で予定している財源内訳

1) 財源の構成

本事業の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金(交付金を含む)＋企業債』

2) 財源の内訳

事業費から自己資金(交付金を含む)を除いた残りは全て企業債とする。

6.7 部分払いについて

工区ごと工事が完成した段階で部分払いを請求することができる。ただし桑名市が定める検査を受検合格し、支払い限度額内とすることを条件とする。

この場合は次の式により算定する。

部分払いの額 ≤ 請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額の内請負代金相当額 / 請負代金額)

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業

位置図

工事概要

ダクタイル鋳鉄管GX形	φ400	L=3431.3m
ダクタイル鋳鉄管GX形	φ300	L=2750.4m
ダクタイル鋳鉄管GX形	φ250	L=973.8m
ダクタイル鋳鉄管GX形	φ200	L=919.2m
ステンレス鋼管	250A	L=365.6m (管更生工)
合計		L=8440.3m



多度南部配水場送配水管
L=1792.4m

西方配水場送水管
L=1418.3m

大山田配水場送水管
L=701.0m

町屋水源地送水管
L=1340.0m

南部水源地送水管
L=2745.4m

町屋水源地導水管 (管更生)
L=443.2m

